

平成29年7月21日

株式会社ティップネス

代表取締役 武信 幸次 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階 千葉県生活協同組合連合会内

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

理事長 拝 師



## お問い合わせ

冠省

特定非営利法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関して専門家・関係団体との情報交換・相互援助等の連携を図りつつ、消費者団体訴訟制度の活用を行うとともに、各種消費者被害の相談受付・実態調査・被害者支援やその救済、消費者への情報提供、事業者に対する情報提供・啓発等の活動により、消費者の権利の実現に寄与することを目的としている法人です。当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当団体は、貴社の広告、ホームページ及び会則の内容について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しており、今後、貴社に対する申し入れも検討しております。

そのため、当団体は、貴社に対して下記の点について事実関係を確認させていただきたく、ご連絡いたします。

つきましては、本問い合わせに関する貴社のご回答を、平成29年8月31日までに、文書にて当団体までご送付くださいますようお願いいたします。なお、本問い合わせ並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、当団体の活動目的のため、原則として、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

## 記

### 第1 「3月お友だちご紹介キャンペーン」と題する広告について

#### 1 紹介を受けた会員（以下、「被紹介者」といいます。）に関して

(1) 「3月お友だちご紹介キャンペーン」と題する広告（以下、「3月度広告」といいます。）の裏面には、「このキャンペーンでご入会の方は、2017年10月末日までの在籍が条件となります。」と記載されていますが、この条件は、被紹介者にも適用があるものなのでしょうか。

(2) 3月度広告の特典として、被紹介者は、入会時登録料、当月の月会費及び翌月の月会費が0円となりますが、被紹介者が2017年10月末日以前に退会した場合、被紹介者は、入会時登録料、当月の月会費及び翌月の月会費を支払う必要があるのでしょうか。

(3) 紹介をした会員（以下、「紹介者」といいます。）が2017年10月末日以前に退会した場合、被紹介者は、入会時登録料、当月の月会費及び翌月の月会費を支払う必要があるのでしょうか。

#### 2 紹介者に関して

(1) 3月度広告の裏面には、「このキャンペーンでご入会の方は、2017年10月末日までの在籍が条件となります。」と記載されていますが、この条件は、紹介者にも適用があるのでしょうか。

(2) 3月度広告の特典として、紹介者は、月会費が3か月連続で割引となりますが、紹介者が2017年10月末日以前に退会した場合、紹介者は、当該

割引分の金銭を支払う必要があるのでしょうか。

- (3) 被紹介者が2017年10月末日以前に退会した場合、紹介者は、当該割引分の金銭を支払う必要があるのでしょうか。

## 第2 「4月お友だち紹介キャンペーン」と題する広告について

### 1 特典を受けるための在籍期間（在籍条件）の有無に関して

「4月お友だち紹介キャンペーン」と題する広告（以下、「4月度広告」といいます。）については、3月度広告（上記第1の1）とは異なり、スタートアップ会員以外は在籍期間の条件がないように読めますが、4月度広告の特典を受けるために必要な在籍期間はありますか。

### 2 4月度広告とスタートアップ会員の関係に関して

4月度広告の表面には「さらに、おすすめの手スタートアップ会員で4月・5月は、月会費¥2,980」と記載がありますが、4月度広告の特典を受けなければスタートアップ会員になることができないのですか。それとも、4月度広告の特典にかかわらず、新規会員はスタートアップ会員になるかどうかを選択することができるのですか。

### 3 スタートアップ会員が在籍期間（在籍条件）内に退会した場合に関して

- (1) 4月度広告の裏面には、「スタートアップ会員でご入会の方は、2017年11月30日（木）までの在籍が条件となります。6月以降は、ご入会時にお選びいただいた料金プランへ移行します。」「在籍期間内にご退会される場合は、スタートアップ会員価格と通常会費との差額分を申し受けます。」との記載がありますが、「ご入会時にお選びいただいた料金プラン」と「通常会費」とは同じ意味ですか。

- (2) スタートアップ会員で入会した会員が在籍期間内に退会した場合は、入会時に選択した料金プランの月会費と2980円（税込で3218円）の差額の2か月分を支払わなければならないのでしょうか。

### 第3 会則第8条について

- 1 会則8条では、要するに、退会する場合は退会希望月の25日までに退会手続をしなければならず、25日を経過した場合は翌月に退会をする扱いとなり、翌月の月会費を全額支払う必要がある旨規定されていますが、このように25日を経過した場合は退会希望月の翌月に退会をすることと扱い、かつ、翌月の月会費を全額支払うことと規定した理由をご教示ください。
- 2 実際に、会員からの退会希望があった日が25日を経過していたため、その翌月の退会扱いとなり、翌月の月会費を徴収した例はありますか。ある場合はその件数をご教示ください。

### 第4 その他の事項について

- 1 3月度広告以前のキャンペーンについて
  - (1) 3月度広告以前に、友人を紹介することにより特典を受けることができるようなキャンペーンを実施していたことはありますか。
  - (2) 上記(1)で「ある」と回答した場合、当該キャンペーンの実施時期及び内容をご教示ください（複数ある場合はそれぞれご回答ください。）。

なお、当該キャンペーンのチラシ（写し）などをもってご回答に代えていただいても結構です。
- 2 苦情の有無及び件数について

3月度広告・4月度広告に限らず、友人を紹介することにより特典を受けることができるようなキャンペーンに関し、会員または会員になろうとする者から苦情を受け、または、トラブルに発展したことはありますか。ある場合はその件数をご教示ください。

以上

添付資料

- 1 3 月度広告
- 2 4 月度広告
- 3 ティップネス会則（抜粋）

